

議案第48号

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市職員の育児
休業等に関する条例の一部改正について

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号）
及び木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の
一部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）」が令和7年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市職員の育児
休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（介護休暇）</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の4第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが</p>

相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、木津川市職員の育児休業等に関する条例(平成19年木津川市条例第35号。以下「育休条例」という。)第10条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育休条例第10条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活と

相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第16条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の <u>請求等</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第16条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の <u>申告、請求又は申出</u> （次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
2 (略) <u>第16条の5</u>	2 (略) <u>第16条の4</u>

（木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1

項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第7条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、15分を単位として行うものとする。

項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)とする。

(部分休業の承認)

第7条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条から第5条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を越えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を越えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で）行うものとする。

第7条の2 育児休業法第19条第2項

第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間
を単位として行うものとする。ただし、
次の各号に掲げる場合にあっては、それ
ぞれ当該各号に定める時間数の第2号部
分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務

時間に分を単位とした時間がある場
合であって、当該勤務時間の全てに
ついて承認の請求があったとき 当
該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1
時間未満の端数がある場合であつ
て、当該残時間数の全てについて承
認の請求があったとき 当該残時間
数

（育児休業法第19条第2項の条例で
定める1年の期間）

第7条の3 育児休業法第19条第2項
の条例で定める1年の期間は、毎年4月
1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人
事院規則で定める時間を基準として条例
で定める時間）

第7条の4 育児休業法第19条第2項
第2号の人事院規則で定める時間を基

準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第7条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取り扱い）

第8条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する

（部分休業をしている職員の給与の取り扱い）

第8条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して

<p>勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第9条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第9条 <u>第5条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の木津川市職員の育児休業等に関する条例第7条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。